

「藤沢市都市景観審議会」の 市民委員を募集しています



藤沢市の都市景観の形成に関する施策等について調査審議する「藤沢市都市景観審議会」の市民委員を募集しています。

応募資格

市内在住、在勤又は在学で
応募日現在、藤沢市の他の審議会等の委員、常勤の特別職・職員・議員でない方

募集人数

3人 応募動機の内容、男女比率・年代・居住地域等の均衡を考慮して選考します

任期、報酬

2025年(令和7年)7月1日から2年間、報酬あり(日額10,400円、交通費込)

申込期間

2025年(令和7年)5月16日(金) から 5月30日(金) まで 土曜日・日曜日を除く
受付: 8時30分 から 17時00分 まで 12時00分 から 13時00分 までを除く

申込方法

「藤沢市都市景観審議会委員申込書」に記入し、必ず本人が街なみ景観課(藤沢市役所分庁舎3階)へ持参又はE-mailにより提出してください

ご提出の際、記入内容について聞き取りを行いますので、事前に電話かメールでご来庁の日時をご連絡いただけますようお願いいたします

申込書は街なみ景観課窓口及び各市民センターで配布するほか
右の二次元コードから藤沢市ホームページでも取得いただけます



その他

藤沢市都市景観審議会は傍聴が可能な会議であり、会議録も公開されますので、応募にあたっては、ご了承ください

Q. 藤沢市都市景観審議会とは？

A. 藤沢市都市景観条例第61条の規定に基づき、本市の都市景観の形成に関する重要事項や施策について調査審議をする市長の附属機関です。近年では、景観法及び藤沢市都市景観条例に基づき、街並みの修景整備の視点から、建築計画についての内容の審議を主に行っています。

Q. 市民委員以外の委員構成は？

A. 市民委員3人のほか、学識経験のある委員6人の合計9人で構成しています。

Q. 会議はいつ、何回開催されるのか？

A. 原則、平日の日中に2時間程度、年間4回程度開催します。



藤沢市役所 計画建築部 街なみ景観課

0466-50-3508(直通) ✉ fj-keikan@city.fujisawa.lg.jp